

## 「硝酸性窒素等による地下水汚染対策マニュアル」について

平成 28 年 5 月 19 日(木)  
環境省水・大気環境局土壌環境課  
地下水・地盤環境室  
代 表：03-3581-3351  
直 通：03-5521-8309  
室 長：二村 英介（内線 6610）  
室長補佐：林 里香（内線 6604）  
主 査：松野 誠也（内線 6606）  
担 当：平沢 重太（内線 6606）

環境省では、地下水マネジメントを計画的に推進するため、地域における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（以下、「硝酸性窒素等」という。）に係る対策を支援する「硝酸性窒素等による地下水汚染対策マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を取りまとめました。

### 1．背景・経緯

硝酸性窒素等は、全国的に地下水汚濁に係る環境基準項目の中で最も超過率が高く、環境基準を超過した状態が長期にわたり継続しており、地域における対策が急務となっています。その主な供給源は、家畜排せつ物の不適切な処理、農地における過剰施肥等であり、それらに起因する地下水汚染は面的な広がりが認められることから、地方公共団体の垣根を越えた対策の実施が求められています。

また、水循環基本法（平成 26 年 4 月 2 日公布、同年 7 月 1 日施行）に基づいて、平成 27 年 7 月 10 日に閣議決定された「水循環基本計画」では、地下水に関する課題についての共通認識の醸成、地下水の利用や挙動の実態把握とその分析・可視化、保全（量・質）涵養、採取等に関する地域の合意やその内容を実施する「地下水マネジメント」を計画的に推進することが求められており、国は、その主体となる地方公共団体等地域の関係者の取組を支援することとされています。

このような状況を踏まえ、環境省では、地域における硝酸性窒素等による地下水汚染対策の推進を技術的に支援するため、これまでに作成した硝酸性窒素等に係るマニュアルや指針等を総合して、新たな知見や情報等を追加・更新するとともに、構成等を再編集して、本マニュアルを取りまとめました。

### 2．マニュアルの構成

#### 第 編 硝酸性窒素等による地下水汚染対策マニュアル

1. 硝酸性窒素等による地下水汚染の特徴
2. 地下水の実態把握の手法

3. 地下水汚染の原因と対策効果の調査手法
4. 硝酸性窒素等に係る対策

#### 第 編 参考資料編

1. 硝酸性窒素等による健康影響等
2. 硝酸性窒素等による地下水汚染の状況
3. 自然界における窒素の循環と地下水汚染
4. 我が国における窒素資源循環について
5. 海外の窒素循環政策と研究の動向

### 3. マニュアルの掲載場所

本マニュアルは、環境省のホームページに掲載しています。URL は下記の通りです。

( URL ) [http://www.env.go.jp/water/chikasui\\_jiban.html](http://www.env.go.jp/water/chikasui_jiban.html)